

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 笛吹市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
10,567	7,192	923	18,682

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	29,161	28,211	950	792	183	33,937	基金繰入70
一般会計等	29,161	28,211	950	792		33,937	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	1,039	1,052	△13	805	207	4,655	1,680	法適用
公共下水道特別会計	4,598	4,554	43	43	1,766	24,238	19,584	
農業集落排水特別会計	89	85	3	3	72	526	472	
簡易水道特別会計	903	847	56	56	334	3,262	1,996	
温泉事業特別会計	88	70	18	18	-	-	-	
国民健康保険特別会計	7,669	7,617	51	51	610	-	-	基金繰入130
介護保険特別会計	4,338	4,270	68	68	664	19	-	基金繰入2
後期高齢者医療特別会計	1,017	1,014	3	3	635	-	-	
老人保健医療特別会計	684	684	0	0	73	-	-	
介護サービス特別会計	18	15	3	3	-	-	-	
公営企業会計等 計				1,050		32,700	23,733	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合	1	1	0	0	0	-	-	
東山梨行政事務組合	1,525	1,496	29	29	12	2,463	132	
東八代広域行政事務組合	211	201	10	10	-	488	352	
釈迦堂遺跡博物館組合	49	47	2	2	-	-	-	
東山梨環境衛生組合	405	399	6	6	-	286	51	
青木が原ごみ処理組合	44	24	20	20	7	-	-	
山梨県市町村総合事務組合 (一般会計)	7,326	7,316	10	10	2,193	-	-	
山梨県市町村総合事務組合 (行政手続きの電子化事業特別会計)	123	93	30	30	-	-	-	
山梨県市町村総合事務組合 (交通災害共済事業特別会計)	116	115	0	0	27	-	-	
山梨県市町村自治センター	385	379	6	6	113	-	-	
山梨県後期高齢者医療広域連合 (一般会計)	614	582	32	32	-	-	-	
山梨県後期高齢者医療広域連合 (後期高齢者医療特別会計)	72,515	70,406	2,109	2,109	623	-	-	
甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	220	180	40	40	-	31	6	
峡東地域広域水道企業団	723	652	70	757	-	3,229	-	法適用
一部事務組合等 計				3,052		6,497	541	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担増込額	備考
いさわ文化・スポーツ振興財団	3	118	110	8	-	-	-	-	H22.1.30 ふえふき文化・スポーツ振興財団に名称変更
地方公社・第三セクター等 計			110	8	-	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	2,400	2,406	6
減債基金	479	979	500
その他充当可能基金	5,057	5,726	670
充当可能基金計	7,935	9,110	1,175

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	4.51	4.23	△ 0.28	△ 12.56	△ 20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	10.55	9.82	△ 0.73	△ 17.56	△ 40.00	公共下水道特別会計	-	-	-
実質公債費比率	13.1	13.5	0.4	25.0	35.0	農業集落排水特別会計	-	-	-
将来負担比率	112.3	111.4	△ 0.9	350.0		簡易水道特別会計	-	-	-
財政力指数	0.65	0.65	0.0			温泉事業特別会計	-	-	-
経常収支比率	85.8	85.3	△ 0.5						

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。